

公立大学法人下関市立大学役員退職手当規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 23 号

改正 平成 19 年 9 月 7 日規程第 103 号

平成 21 年 12 月 21 日規程第 37 号

平成 23 年 3 月 1 日規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条第 1 項の規定により準用される同法第 48 条の規定に基づき、公立大学法人下関市立大学の役員の退職手当について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、常勤の役員に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、理事（学部長）の退職手当については公立大学法人下関市立大学職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）により支給する。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、役員としての在職期間 1 年につき、退職の日におけるその者の基本報酬月額（公立大学法人下関市立大学役員報酬規程第 4 条に規定する基本報酬月額をいう。以下同じ。）に 100 分の 100 の割合を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1 年につき、退職の日における当該異なる役職ごとの基本報酬月額に 100 分の 100 の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第 4 条 役員としての在職期間の年数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数（次項において「端数」という。）を生じたときは、これを切り捨てる。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、在職期間の月数に満たないときは、役職別期間のうち端数の多い役職別期間の月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月加えるものとする。この場合において、端数が等しいときは、前の役職別期間の月数に同様に 1 月を加えるものとする。

3 前 2 項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満の場合には、これを 1 年とする。

(再任等の場合の取扱い)

第 5 条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(職員との連続性がある役員の退職手当の支給)

第6条 役員が引き続いて職員(職員退職手当規程第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)となった場合又は職員が引き続いて役員となった場合は、役員としての在職期間についてのみ、この規程による退職手当を支給するものとし、職員としての在職期間については職員退職手当規程による退職手当を支給するものとする。

2 前項の場合における役員としての退職手当の支給時期については、別に定める。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当は支給しない。

(職員退職手当規程の準用)

第8条 遺族の範囲及び順位、退職手当の支給制限、退職手当の支払の差止め、退職手当の返納並びに退職手当相当額の納付については、職員退職手当規程第2条の2及び第19条から第25条までの規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒解雇処分」とあるのは「役員解任処分」読み替えるものとする。

2 前項に規定する「役員解任処分」とは、役員としての身分を当該役員の非違を理由として失わせる処分をいうものとする。

3 理事長に支給される退職手当に係る職員退職手当規程の規定の準用に当たっては、当該規定中「理事長」とあるのは「下関市長」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、役員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 下関市職員が引き続いて公立大学法人下関市立大学の役員となった場合の当該役員が下関市職員として在職した期間は、第6条第2項に規定する職員としての在職期間とみなす。ただし、当該役員が下関市から退職手当を支給された場合は、この限りでない。

附 則（平成 19 年 9 月 7 日規程第 103 号）

この規程は、平成 19 年 9 月 7 日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学役員退職手当規程の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 12 月 21 日規程第 37 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 21 年 12 月 21 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学役員退職手当規程の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職手当について、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 1 日規程第 4 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。